

商 サ 第 5 1 9 号
平成 2 6 年 9 月 1 6 日

三井不動産株式会社
代表取締役 菰田 正信 様

埼玉県知事 上田 清司

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届出者 三井不動産株式会社
代表取締役 菰田 正信
- (2) 届出日 平成 2 6 年 2 月 2 8 日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出（新設）
- (4) 名 称 （仮称）ららぽーと富士見
- (5) 店舗所在地 富士見市山室一丁目 1 2 5 9 番 1 号外

2 意見の有無及び内容

意見なし

3 附帯意見

安全で円滑な道路交通を確保するため、店舗開店後においても、交通管理者、道路管理者及び富士見市など関係機関との協議を継続し、周辺地域の実情に応じた適切な対策を講じること。特に、以下の点に留意されたい。

- ①事業地北東側の新設交差点をはじめ、実際の交通量を注視して交差点における渋滞発生を防止する対策を講じること。
- ②事業地の各出入口から進入する車両の停滞による渋滞発生を防止する対策を講じること。